

FIAT における労使関係について(6)

—FIOMの推移—

河野穰

1901年6月に設立されたFIOMの組織構造、政策、基本路線については論文「創立大会におけるFIOM」⁽¹⁾で、また創立後の2年間におけるFIOMの推移と第II回大会における組織、政策上の諸問題については論文「FIATにおける労使関係について(5)」⁽²⁾で考察したところである(以下、上記の2論文については、前掲論文(1)、前掲論文(2)、または前掲2論文とよぶ)。本稿は1903年5月の第II回大会から1907年9~10月の第III回大会の時期にFIOMが直面した諸問題をトレースしようとする。

[I]

第II回大会におけるFIOMの加盟人員が30,000人に増大したことはすでに述べたが、この時期組織はなおきわめて不安定であって、FIOMは第III回大会を前後として2度にわたり深刻な組織的後退を経験する。さいしょの後退は1904年のことであって、第III回大会における中央委員会のモラールについての報告によれば、「1903年に30,000人を数えたFIOMの組織人員は1904年に4,000人にまで低下した。」この組織人員の低下は、ある限られた範囲の産業の後退とその就業人員の縮小を原因としている。この時期イタリア資本主義と金属の生産は全体としては良好な推移をつづけていたが、1903年の下半期に製鉄・造船業が打撃をうけ、しばらくのちに缶詰産業と関連している錫産業がおなじ打撃をうける。そして「企業主は労働者組織を消滅させるためにこの機会を逃しはしなかった。」ということは十分考えられることである。こうして「関連の工業中心地にあるほどすべての支部は、加盟者数を急速に減ずるか、または姿を消した。リグリアでは1903年の5,309人という組会員が、1904年には

280人となった。……他の金属工業のセンターにも1903年の下半期から1904年中をとおして波及し、テルニでは1,250人に達していた加盟者数が1904年には数十人に低下している。……マルケ、プッリア、シチリアなどでは、数十人の組合員はまったく姿を消し、バニョーリの製鉄センターを中心とするカンパニーナでも3,225人を数えた組織がほぼ完全に破壊された。ピオンビーノの(5)ように労働者が多数いるところでも組織はきわめて大きな打撃をこうむった。」

この部分的な後退は1904年末に底を脱し、1905年とともに金属産業の全部門は生産拡大にうつり、05年から06年にかけて顕著な生産増を記録、生産の拡大にともなって、例えはトリノでは、「1905年初頭にかけて350人に落ちこんでいた組合員数も06年末には9,700人(6)にまで回復する。」第III回大会(1907年9月29日～10月2日)時点の組合員数はさらに24,000名(7)を数えるところまでもどるのだが、同大会の前後からFIOMは2回目の、そしてさいしょのそれよりもはるかに深刻かつ長期にわたる組織的後退にみまわれることになる。1907年末までに組織人員は再び半減し、1908年には数千人、1909年にはさらに実質的に数百人にまで減少する。この組織的後退は1909年における指導部の交替(ヴェルツィ、ロッシからボッツィへ)(8)をもたらし、その後後退そのものは止まったものの、第1表にみるように第1次大戦時まで組織はごくゆるやかな回復過程をたどったにすぎないのである。

第1表 FIOM組合員数の推移

	支 部 数	組 合 員 数
1910年	27	7,000人
11	30	8,000
12	35	9,387
13	46	10,638
14	50	11,471
15	52	13,800
16	58	およそ17,000

資料：“Relazione morale” del convegno nazionale, 25 giugno 1916, B. Buozzi,
“La FIOM dalla origini al fascismo 1901—1924” p. 419. 所収

この2回目の組織的後退は、ひとつには1907年の中葉以降からはじまる景気後退によるものであったが、これにさまざまな内部対立を起因とする組織離脱

がくわわったことによって生じたものである。本節ではこの内部対立について資料の許す範囲で検討してみることにする。

FIOM が従来からの自立傾向を強く有する地域別・職業別レーガを支部としており、これら支部にたいする指導・コントロールを強化しようとする FIOM 中央との間に絶え間ない緊張関係が存在してきたことは、前掲 2 論文でくり返し考察されているところだが、この緊張関係は扱かおうとしている時期にもひきつづき継続している。Metallurgico には郷土主義、地方的エゴイズムを批判するといった言葉や文章が数多くみられ、大会での報告にもしばしば登場するし、またこの緊張は第 II 節で見る抵抗金庫の集中化、組合費の値上げ、単一規約の問題などに明確に表われている。

こうした緊張関係とともに、この時期、改良派と革命的サンディカリズムの対立がからみあってくる。

1893年に創立されたイタリア社会党の内部には、漸進的改良のつみかさねを重視する改良派と、政治的変革を強調する左派との対立があった。左派の中心アルトゥーロ・ラブリオーラは1902年ナポリからミラノに移住、同年末友人の⁽¹⁰⁾興業師 W. モッキの資金援助をえて“L'Avanguardia Socialista” を刊行して F. トゥラーティ イタリア社会党の指導権をにぎる改良派との内部闘争をつよめる。ラブリオーラは1903年 2 月社会党のミラノ支部の多数をとり、ここから労働運動への影響力を拡大していくが、1904年ごろから革命的サンディカリズムの理論へ移行し、かくて改良派と革命的サンディカリズムの対立が労働組合運動の分野でも顕著な様相を呈するようになる。ラブリオーラがいつ革命的サンディカリズムへ移行したのか、移行の過程におけるラブリオーラとフランスのソレルとの関係などについてはここではふれない。革命的サンディカリストは1905年にヴェネツィア、ミラノ、マニトヴァ、ジェノヴァなど北部の重要な都市において大いに勢力を拡大、ジェノヴァ近傍のサンピエールダレーナのカーメラ・デル・ラヴォーラにおいては執行委員会を掌握している改良派にたいして評議員会の多数をしめ、セストリ・ポネンテのカーメラ・デル・ラヴォーラも革命的サンディカリスト-アナキスト連合が指導する。ジェノヴァで

は、れんが積工、ジェノヴァ電気工場、大工の組合も革命的サンディカリストの手ににぎられた。⁽¹²⁾

トリノのカーメラ。デル。ラヴォーロでは革命的サンディカリストと改良派がめまぐるしく主導権を交替している。1904年から執行委員会は革命的サンディカリズムの路線への傾斜をとりはじめ、ラブリオーラの路線を支持するC.ラッパが書記につくが、1905年にはその提案が集会で否決され、書記は改良派のO.モルガーリに替り、07年2月にはまた革命的サンディカリストのA.デジョヴァンニに替っている。もっともこの最後のケースでも執行委員会の多数は改良派の手中にあり、6月の同委員会の改選では2,000対500票で改良派が圧勝している。トリノでも車体製造工レーガ、パン焼工組合トリノ支部、製材工レーガなどが改良派の路線に抵抗している。社会党支部でも、改良派、非妥協派、革命的サンディカリストのヘゲモニー争いは熾烈である。⁽¹³⁾

南の方に眼を転じると、ナポリのカーメラ。デル。ラヴォーロが革命的サンディカリストE.グアリーノに指導され、フォッジアのカーメラ。デル。ラヴォーロ、レーガも革命的サンディカリストの影響下にある。ローマのカーメラ。デル。ラヴォーロを指導するR.サバティーニも革命的サンディカリストであり、党の地方組織も革命的サンディカリストのもとにある。ウンブリア州では、ペルージャの社会党、テルニの社会党支部、カーメラ。デル。ラヴォーロでも多數派をとっている。⁽¹⁴⁾

エミリア。ロマーニヤ地方では、ミランドラにオッタヴィオ。ディナーレを中心として革命的サンディカリストの戦闘的核が形成され、1905年にはボロニヤのカーメラ。デル。ラヴォーロの書記にレンツィーニが35対2の多数で選出され、社会党ボロニヤ支部の主導権もにぎる。社会党パルマ支部でも革命的サンディカリストの傾向が支配的になり、ピアチェンツァのレーガ——coopの年次大会でも60対34、棄権2で革命的サンディカリストの方針が確認された。⁽¹⁵⁾

おなじエミリア。ロマーニヤ地方に属するフェッラーラでは、1905年5月の社会党県大会において改良派の指導権が左派にうつり、このグループはさらに

革命的サンディカリズムに移行する。このグループは運動の多数を掌握していたようで、同年11月社会党支部多数派が招集した党の各支部、労働者の経済的組織の合同臨時集会でも絶対的な多数をしめた。つまり集会に参加した42のレーガ、34の支部のうち32レーガ、24支部の代表が、革命的サンディカリストP.マッゾルディの政党と労働組合の合同に肯定的な決議に賛成しているのである。合同に反対するストルキの決議に賛成したのは8レーガ、7支部で、改良派はひきつづき独自の大会を招集して、フェッラーラの社会党は分裂する。⁽¹⁶⁾

もとより運動の全体は改良派がにぎっていることは確認しておかねばならない。職業別・産業別組合は鉄道組合をのぞいて改良派が圧倒的に優勢であったし、1902年末、さまざまな組織の調整と結合のためにおかれた中央抵抗書記局(Segretariato Centrale di Resistenza)も改良派のカルビーニが掌握しており、1905年に革命的サンディカリストの手に指導権がうつったものの、1906年2月のFIOMの提案により同年9月から10月にかけて創立大会が開催されたCGLにおいても改良派が強固な指導権をにぎった(114,533対58,894)。また、この直後の社会党大会でも統合派の26,945票に対して革命的サンディカリストのえた得票は5,278である。⁽¹⁷⁾

ただし産業別組合の下部、とくにカーメラ・デル・ラヴォーロが革命的サンディカリストの指導下にある地域の下部組織では、当該産業別組合の中央との対立が表面化している。政治権力を排除する革命的サンディカリズムは、労働組合においても権力の集中を拒否し、中央に権力の集中する産業別全国組合よりも、「カーメラ・デル・ラヴォーロという水平組織がより高い効率性をもつと主張」⁽¹⁸⁾する。産業別組合の組織傘下にありながら、従来からの自立性を保持しようとする傾向は、この点で革命的サンディカリズムと一致点をみいだす。

労働運動全体における以上のような対立と抗争のなかで、FIOMの内部ではどのような争いがみられたのであろうか。

FIOMの第III回大会においては、投票方式をめぐる論争、中央委員会とテルニ支部、トリノ支部との対立が記録されている。

投票方式をめぐる争いは革命的サンディカリズムに固有の議論ではなく、創立大会、第II回大会でも同一の論議がおこなわれているし、人間のつくる組織のいたるところで、今日もなお争いのつづいている問題であるが、第III回大会では革命的サンディカリストがこれを提起した。大会記録によると、ピアチェンツァ支部代表の決議は、各支部1票という考え方を要求しており、同代表は少数となったときは大会を去ると強調し、ブドリオ、パルマ、ボローニヤ、フォルリー、コモ、トレヴィーゼの代表がピアチェンツァ支部に同調した。

ボローニヤのフレンギは、大支部は小支部を支配すべきでないという原則的な理由で退席者にくわわり、フォルリーの代表と他の若干の者もフレンギにくわわったが、トレヴィーゼのモスコンティ、コモのザナルディは、各代表1票という投票方式に賛成だとのべたが、多数意見に敬意を表して退席はしなかった。⁽¹⁹⁾

テルニでは社会党、カーメラ・デル・ラヴォーロとも革命的サンディカリストの影響下にあったことはすでにのべたが、この地の金属支部も革命的サンディカリストが主導権をにぎっており、FIOM中央は自己の指導。コントロールを強化しようと努力をはらってきた。この時期のテルニにおける労使紛争について「20世紀初頭の金属機械産業における労使関係の展開」⁽²⁰⁾で、1906年上半期および1906—07年のテルニ国営製鉄所のケースに言及している。1906年上半期における紛争ではFIOMの指導とコントロールをあるていど貫徹できたのだが、06—07年の紛争ではこれをコントロールできず、最終段階でやっと主導権を確保できたものの、この過程でテルニ現地とFIOMの対立が激化する。大会記録はこう説明している。

「FIOMに忠実であり、Terni テルニとのさいきんの紛争の解決後に大衆のあいだに拡がっている不満の故におこなわれたロックアウト後に強化された支部は、代表としてトラッペッティ同志を派遣し、テルニの組織の悲しい状況と、さいきんの紛争をあまりに性急に調停したことで惹起された損害を大会で明らかにさせた。

トラッペッティは、フザッキアのFIOMへの、とくにヴェルツィへの個人的

な対立攻撃と非難が根底にあるやっかいな問題であることをみとめ、……しかしいのちの方法にせよ、テルニの労働者が英雄的であるが、その間関係者によって FIOM の組織から遠ざけられていたことを少しも知らなかつたさいきんの闘いののちにおちいっている新しい奴隸状態から救うため急速に解決されねばならないことをみとめた。

トラッペッティは、この困難な問題について長い報告をおこない、テルニの金属支部の再構成についての決議をよみあげた。同報告は、ヴェルツィがフザッキアにおこなった抗議はそのまま保持さるべきこと、状況を明確にすべきこと、⁽²¹⁾ 支部が再組織さるべきことを支持している。」

この大会記録では、紛争を性急に調停しようとして組織に損害が生じたこと、テルニ現地の指導者が FIOM 中央と労働者のあいだを切りはなしたこと、テルニ支部が再組織さるべきこと、FIOM 中央のヴェルツィとテルニ支部の指導者フザッキアとの確執が説明されているが、この記録だけでは、テルニにおける対立に革命的サンディカリリストと改良派の争いがどのていどまでからんでいるかをはじめとして、対立の内容は把握はできない。大会の論議はもっぱらヴェルツィとフザッキアの確執に集中している。フザッキアはテルニ支部の指導者だが、共和党系ともアナキストともいわれ、その労働立法についての考え方⁽²²⁾ はすでに考察したところである。大会記録は両者の対立、とりわけ調査委員会を設けるか否かの問題をめぐる論議についてこう記録している。

「ミラノ旋盤工支部のボッソーニは、ヴェルツィ対フザッキアの問題については委員会があり、同委員会の判断がでているので、新しい調査をもちだす必要はないとのべた。

委員会の一員であったピンティは、この不和は組織を乱すような重大なものではないと委員会が判断したことを明らかにし、ロッシとヴェルツィに責めがないことをつけくわえた。

ヴェルツィは、テルニでフザッキアが新しい出版をしたため不和はなおつよい、一種の迫害がおこなわれており、FIOM の組合員が損害をうけている、調査に反対でない、と発言した。

ロッシは、中央委員会には中傷者を審判の座にひきだす権限があるとし、ヴェ

ルツィも調査をのぞむことを再度のべた。コッチャは、調査は意味がないとした。⁽²³⁾

テルニの対立について大会が承認したピンティ、ボッソーニ、ダラゴーナその他の決議はつきのようにいっている。

「金属労働者の大会は、テルニの FIOM 加盟同志の声明によってテルニの金属労働者グループが FIOM に有害な迫害と中傷キャンペーンをおこなっていることを確認し、ミラノの集会で選ばれた委員会が価値ある判断をくだしているのだから調査委員会を任命する必要はないと考え、ひとつの訴訟が裁判官たちの前でおこなわれていることを考慮し、テルニの金属労働者が復帰したことを賞賛し、組織者の隊列を再び強化する宣伝をひきつづきおこない、条件の改善のための実り多い闘いの準備をおこなうようよびかける。」⁽²⁴⁾

ただしこの決議は、トラッペッティの説明をくり返しているだけで、対立の詳しい内容を理解させてはくれない。これにたいして *a cura di M. Antonioli e B. Bezza, "La FIOM dalle origini al fascismo 1901–1924"* は FIOM の製鉄部門にたいする指導方針についてこうのべている。

「FIOM の選択は、機械工業を特権化し、協約の内容が低い製鉄業をきり切ることに終った。1907年における中央委員会のしばしばあいまいな態度は将来の分裂を深刻化させるものであった。……機械産業を製鉄業に対置させる戦術は失敗した。この人為的な対置戦術の失敗は製鉄労働者の離反ということであつた。」⁽²⁵⁾

この説明はなお抽象的で具体性を欠くが、いずれにせよ、テルニの対立の基礎には FIOM の各産業部門にたいする指導の一環としての製鉄業にたいする指導の失敗、機械産業部門への指導との対比でみた製鉄業への指導の失敗もあったことが示唆されている。この指導の失敗は「1907年夏、テルニとサヴォーナの製鉄労働者が FIOM を離脱し、FIOM は製鉄部門をほど完全に失なう」という結果をもたらすのである。⁽²⁶⁾

テルニ支部が内部に対立をかかえながらも FIOM に忠実な部分が大会に代表をおくったのにたいし、トリノ支部は第III回大会をボイコットして代表をお

くっていない。大会は代表を派遣するようトリノ支部に求める。

「トリノ金属支部殿

大会は、FIOMの利益のため会合に参加することが諸君のなおざりにできない義務、当然の誠実さとみなし、代表を送ることを指導委員会に求める。

議長 カラーティ⁽²⁷⁾

これにたいするトリノからの返電は、

「会員の集会で、棄権をするという決定が採択された。組合員を招集する時間がなく、指導評議会は他の決定をおこなうことができない。」⁽²⁸⁾

というものである。

トリノ支部のこのボイコットは何を原因として生じたのか。大会記録にはつぎのような記述がある。

「報告者はトリノの闘いについて時間をかけて説明した。FIOMはきわめて活発で、有効で、思慮の行きとどいた活動をおこなった。労働組合は自動車産業の危機を予知し、その準備をしていた。しかし労働者はすべてにしたがったわけではない。／ヴェルツィはトリノでおこなった効果的な活動を説明し、批判に反論した。」⁽²⁹⁾

1906年の2月から3月にかけての自動車産業における单一工場内部規則をめぐる紛争、同年10月 FIOM と Italaとのあいだで締結された労働協約等、06年11月から07年3月にかけての自動車産業における再度の紛争については「FIATにおける労使関係について(2)」⁽³⁰⁾で詳しくトレースしたところで、そこには FIOM と企業主の合意に抵抗する部分があると述べられている。上述の第III回大会における報告を読むと、FIOM は自動車産業の先行きを考慮して慎重な指導をおこなおうとの立場をとり、それがトリノ支部の一部とのあいだに一定の緊張関係をもたらしたことが再確認できる。V. Gianangeli の Storia degli operai metallurgici もトリノ支部が第III回大会をボイコットした原因をこの点に求めている。

「この重大な行為の理由がなんであったのかということは、くわしい資料がないので、必ずしも明確ではない。ただし、その理由が、この年の2月トリノの自動車部門の労働者がすすめた行動のなかにあるかもしれないということは、

まったく蓋然性のないことではない。この行動は賃金の目立った成功をもたらしたものの、中央委員会は、この行動の時点を必ずしも適切でないと判断して、行動を思いとどまらせようとし、支持しなかったのである。⁽³¹⁾」

FIOM 中央とトリノ支部との対立のひとつの原因は自動車産業における紛争をめぐるものであろうが、この他にも考え方の相違が大会記録のなかによみとれる。大会を欠席したトリノ支部がよせた書簡がそれである。

「議長はまずトリノ支部の委員会からよせられた書簡をよみあげたが、その書簡は、Savigliano (サヴィリアーノ) のストライキ、トリノのボイコット、Itala との労働協約の締結にさいしてトリノ支部がとった態度を理由として、中央委員会が同支部をみてたことを、全行をもって非難している。⁽³²⁾」

トリノ支部の書簡があげている3つの理由の第1の Savigliano のストライキはつぎのような経過をたどっている。1907年5月末 Savigliano 機械製作所工場の労働者は、トリノの金属労働者がえた成果をかくとくするためにストライキにはいるが、企業主のモレーノは、労働者委員会とも労働組合代表とも交渉するのを拒否した。労働者は65日間ストライキをつづけ、7月末に支部工場でも労働を放棄することがきめられた。この時点では FIOM は、Savigliano の仕事をうけもっているすべての工場にストライキを拡大すると示唆しながら、全国規模で Savigliano の製品のボイコットという戦術をとる。しかしほれは強硬な態度をくずさず、工業家レーガからもはなれ、8月にはさいしょの解雇を発表した。株式の低落もこの月にみられる。同月末、FIOM の指導者は、トリノのカーメラ・デル・ラヴォーロ、CGL の指導者と会合し、経済恐慌を理由としてゼネストをおこなうことは適切でない、したがって労働者に仕事を再開するようにすすめた。こうして Savigliano の労働者は要求を実現できなかったのだが、労働者たちはスコッティ、コロンビーノ、トージらをはげしく非難した。トリノ支部にいわせれば、Savigliano の製品のボイコットも、トリノ支部との相談なしに決定されたという。こうしてトリノ支部は FIOM の第III回大会を欠席したのである。⁽³³⁾

トリノ支部が大会によせた書簡の第2にあげている「トリノのボイコット」が、Savigliano の紛争に関連したボイコットをさすものであるか否かは、手元

にある資料の範囲では明らかでない。

書簡の第3にあげられている Italaとの労働協約については、すでに「FIATにおける労使関係について(2)」で言及した。それは①労働協約、②賃金規則、③工場内部規則、④トリノ支部の職業紹介事務所についての規則の4つから成るが、トリノ支部とのあいだでとりわけ焦点になっているのは労働協約の第16条とトリノ支部の職業紹介事務所についての規則、つまり FIOMによる労働者供給の独占である。労働協約の第16条はこう定めている。

「第16条 従業員の20%をこえない数の労働者を会社が要求したとき、FIOMは1カ月以内に供給する。FIOMが義務をはたさないとき、供給されない労働者1人当たり50リラを補償する。／会社の要求が20%をこえ、職業紹介事務所が20%をこえる部分を供給できない時、会社は直接人を求めることができる。FIOM加盟者を優先し、いかなるばあいでも FIOM除名者をのぞく。／FIOMからの除名者は即刻解雇され、本協約18条の規定（本人の責めによらずに解雇された者にたいする賃金70日分の手当——引用者）を適用されない。この定めは、会社が直接採用し、2カ月以内に FIOMに加盟しない労働者にも適用される。⁽³⁴⁾」

FIOMが、従来からの自立性をつよくもつ地域別・職業別グループから構成されており、中央の指導コントロールがなお弱いことは、これまでにもくり返し考察されているところだが、FIOMによる労働供給の独占は、FIOMのコントロールのいちじるしい強化であり、当然のことながら下部との緊張を強めたのである。前掲“La FIOM dalle origini al fascismo”はこう言っている。

「FIOMは、事実というよりも、表面上のひとつの力をてこととして、コントロールするにはほど遠かったグループの管理に照準をあわせた。2年間の闘いの結果を過大評価して、労働力の独占を獲得しようとし、また企業主にそれを課そうとした。

それは、企業主の側にも、ストライキの権利の（自発的）な制限をもたらす協定に反対する革命的な因子の側にも、態度の硬化をうみだした。⁽³⁵⁾」

この協定は、つまり、FIOM中央のコントロール強化に抵抗する従来から存在していた地域別・職業別グループの反発、ストライキを最大限に評価する革

命的サンディカリリストの反発をもたらしたのである。

[II]

[I]でトレースしたようなFIOM中央と下部組織との関係のなかで、第III回大会でも中央の指導力、財政力を強化しようとする努力が継続されている。

第1は支部の性格を変えようとする規約の変更である。創立大会の規約でFIOMの「支部は職業グループごとに形成され、それが可能でないところでは、混合支部が形成される」と定められ、第II回大会でも同じように定められたことはすでに前掲2論文でのべたところである。この規定はFIOMが伝統的な地域別・職業別レーガを基礎とし、その運動に依拠することを示すものであるが、第III回大会は支部に関する定めをつぎのように変更する。

「第1条に定める金属のさまざまな分野に属する者をふくむ混合支部以外のものは、いかなる地方にも設立することができない。支部が事務所をおく地方の技術上——産業上の特殊な条件の故に中央委員会が必要とみなすところでは、職業別支部を設立することができる。」(第3条)⁽³⁶⁾

この変更はFIOMの依拠する基本組織を、伝統を有し、したがって従来の自立性をもつ職業別レーガから、さまざまな職業で構成される金属「産業」の支部に転換していくとするものであって、FIOMの組織構造の転換を意味するものである。ただし、規約の変更によって組織の変更がただちにおこなわれないことは自明であって、職業別レーガがFIOMの組織構造の核であるという状況は、第IV回大会がひらかれる「1910年まで、いやそれ以後も」⁽³⁷⁾継続したことは事実である。

基本組織の変更とともに指導部の強化にも努力がはらわれた。1903年の第II回大会で中央委員会の人数を8名から15名に拡大する、中央委員会の核として書記局をおく、3名の書記のうち2名は公募、1名は中央委員会で選ばれる、書記は中央委員会内におかれる各委員会を司会する、という指導部強化の提案がなされたが、大会は有給書記に諮問投票権のみを与えるなど、書記局の指導性を否定した⁽³⁸⁾。中央委員会のメンバーが、同委員会が事務所をおく各支部の集会により選出されるという構造は創立大会から変化はない。それは、各地域の有

能な指導者を網らして中央委員会を形成する力が FIOM にまだないということによるものである。

第III回大会では、はじめて中央委員会がひとつの地域からえらばれることに疑問が提起された。ヴェルツィとロッジの「規約改正についての報告」は、この点について、要旨をつぎのように指摘している。

「① 中央委員会の選出が、もっぱらある支部を圧迫することのないようにすること。

② 中央委員会は、それぞれに固有な特質をもつ金属産業のいくつかの中心の代表から構成さるべきこと。

③ 中央委員会にえらばれる者は、さまざまな地方において、活動の面でも、道徳的・知的才能の面でも顕著な人々のあいだからえらばるべきこと。⁽³⁹⁾」

そしてダラゴーナらの提案にもとづいて、指導部は、書記局、執行委員会、中央委員会の3段階で構成、書記は投票権をもち、執行委員会のメンバーは書記局が本部をおく地方に住む者のなかから選ばれるが、執行委員とともに中央委員会を構成する他の4名はさまざまな州に住む者のなかから選ばれることになった。改正された規約はこう定めている。

「FIOM はつぎにより運営される。

a) 書記局……2名の有給書記から成る。2名は大会でえらばれる。

b) 執行委員会……5名で構成される。書記局が本部をおく地方に住む者のなかから大会でえらばれる。

c) 中央委員会……さまざまな州に住み、さまざまな産業を代表し、大会でえらばれる者4名、および執行委員で構成される。

書記は投票権をもつ。⁽⁴⁰⁾

FIOM の財政基盤の強化はいぜんとして緊急の課題であり、中央抵抗金庫、組合費の値上げ、単一金庫をめぐる論議が継続している。

第II回大会は、「中央抵抗金庫は、FIOM 加盟組合1名あたり月額5 チェーン テージモの各支部からの上納金をもって資金とする」⁽⁴¹⁾

と定めたのだが、この上納金の納入はいぜんとしておもわしくない。大会から数カ月をへたあと Metallurgico は負担金を上納するよう、各支部にうった

え、さらに中央抵抗金庫の形成を待つことができずに従来の特別組合費を求める。

「書記局は、中央抵抗金庫をただちに機能させる準備ができている。したがって各支部が8月のFIOM上納金とともに、抵抗負担金をも送付することが緊要である。……わが組織が新しい。きわめてきびしい試練にたたされているこの時点に、中央委員会はFIOM加盟者にもうひとつ心からの依頼をする。

中央抵抗金庫の形成は、なおできあがった事実ではなく（各支部は近日中にさいしょの分担金を送付しなければならない）、したがってすでに何日もストライキをおこなっているわれわれの同志を、旧い臨時組合費という手段によって援助することが必要である。

各支部の任務を促進するため、イタリアの全同志の慣例となっているよき意志、関心を実証するため、書記局は臨時組合費を、組合員あたり最低週5チエントージモと決定する。」⁽⁴²⁾

そして数年後の第III回大会における中央委員会の訴えも、抵抗金庫はいぜん各支部のものであること、特別組合費という不確実で、しかも集まるのが闘争からはるかに遅れる性格の基金に依存すべきでないこと、抵抗金庫を集中化すべきだという従来どおりのものである。

「抵抗基金はいぜんとしてそれぞれの支部のものであり、それぞれの支部だけがそれを有効に使用できた。FIOMは、事件が生じたときにそれを記録することができるだけである……。

中央委員会は、付託されたことを誠実に履行するために確実な組合費を基礎にできることが必要であって、特別組合費という、常に遅れて集められ、しかも不承不承うけいれられるような蓋然性に自己の行動を従属させるべきではない……。

他の国では（基金は）すべて集中化されている。扶助、失業、抵抗等々多くの特殊金庫がまだ設立さえされていないという事実の故に、われわれはまだこの夢を実現することができない。しかし抵抗金庫は、全員の利益のために、FIOMの将来のために集中化することができるし、集中化すべきである。」⁽⁴³⁾

創立大会、第II回大会における抵抗金庫の中央への集中についての論議の結

論が、同問題の研究を中央委員会の研究に付託するというものであったことはすでに述べたとおりである。第III回大会においても論議はいぜん同一のレベルであるが、他方では第I節でのべたような内部のフリクションをかかえながらも、この問題についての代議員たちの意識は若干の進展をみせているとみてよさそうである。⁽⁴⁴⁾ 大会では従来の大会におけると同じく抵抗金庫にとどまらずに組合費全体の集中についても論議がおこなわれた。大会記録にあらわれている発言をひろってみると、

「ベルテーロ 集中化についての中央委員会の提案をうけいれる。

ダラゴーナ 集中化に賛成。

モリナーリ 集中化をみとめる。」

などは集中化を承認するものであり、

「ピンティ 各支部の混沌たる状況を考えるとただちに集中する可能性に疑問をもつ⁽⁴⁵⁾」が慎重派である。第III回大会の結論は、「1909年1月1日から適用さるべき案を作成することを中央委員会に委ねる」というように、期限を区切って中央委員会に付託しているのである。ダラゴーナとピンティの決議はこういっている。

「地方的でなく、集団的利益を代表する中央委員会の一般的性格をもった決定のすべてに従がうことは全加盟員の義務と考え、組合費の増額、方向の統一性、抵抗金庫の集中化を不可欠なものとみなしてこれを承認し、各支部における組合員の不平等な負担を修正することを必要とみなし、1909年1月1日から適用すべき中央単一金庫の草案を作成することを、中央委員会に付託する。」⁽⁴⁶⁾

決議は圧倒的多数で承認された。ただしこの決議どおりに問題が解決しないことは続稿でみるとおりである。

FIOM 加盟費の増額は、上の決議で抵抗金庫とならんで扱かわれていることからわかるように、これときりはなしてとりあつかうことはできないだろう。FIOM 中央が大会前に抵抗金庫の集中化と抱きあわせで提案した FIOM 中央への上納費と支部への還元金はそれぞれ週20 チェンテージモ、月25 チェンテージモである。⁽⁴⁷⁾ 月を4週とすれば中央への上納額は月に80 チェンテージモ、うち25 チェンテージモが還元になるから月55 チェンテージモ、年にすれば6.60 リラ

になる。創立大会で確定されたFIOMへの加盟費は年間1.20リラ、第II回大会ではこれに中央抵抗分担金をくわえて年間1.80リラになったこと、しかしこの組合費は建設組合の2.40リラ（のちには1.80リラから3.00リラの格差組合費）、せんい組合1.80リラから2.40リラの格差組合費よりも低かったことは、前掲論文(2)でみたところだが、この間の物価上昇を加味しても、FIOM中央は大幅に組合費を引上げようと努めていることがわかる。1907年9月1日付のMetalurgico紙上に掲載されたI. Sl.名の論文は、組合員1人月25チエンテージモでは支部の機能に十分でない。多くの支部は週10～15チエンテージモの支部費は保持しておかねばならないのだ、と中央委員会の提案に懸念を表明している。⁽⁴⁸⁾

大会での発言は賛否相半ばする。大会記録にあらわれている発言をみると、「パッリアーリ 組合費の値上げが必要である。

ベルテーロ 組合費値上げについての中央委員会の提案をうけいれる。

ダラゴーナ 組合費値上げに賛成である。

ピンティ 組合費の引上げには賛成である。

モリナーリ 組合費引上げをみとめる」

にたいし、

「コスタ 現在の条件では組合費を大きくあげることはできない。

ボッザーニ 示された理由はわかる。しかし組合費をあげすぎることが組合員を離反させるのを恐れる」

という意見が対立する。さらにトレヴィーザとプレッシアの代表も組合費引上げに反対し、ゲッティ、ガヴィッリオ、ドヴェージは賛成だが、宣伝が必要だと留保した。⁽⁴⁹⁾ 組合費引上問題についての大会の結論は、抵抗金庫等の集中化に関するところでみた決議にふくまれているように、基本的な考え方を承認し、1909年1月1日から適用する案を中央委員会が作成せよ、というものである。

ヴエルツィは最終案をまつあいだ、組合費を週15チエンテージモとし、必要なばあい中央委員会は各支部の基金からある割合を利用すると提案したが、この割合を25%とするか10%とするかでベルテーロとロッシの意見がわかれ、大会はロッシの10%を承認した。⁽⁵⁰⁾

組合費の引上げ、金庫の集中問題については若干の進展がみられたのだが、単

一規約の問題はさらにもう一度延期された。第II回大会と第III回大会のあいだに单一規約について中央委員会がおこなった各支部での全員投票は、各支部が自己の独立性を制限することを望まず、否定的な結果に終ったこともくわわって、⁽⁵¹⁾ 第III回大会においても、さいしょから報告者がさじを投げている。O. ベルテーロの報告は、

「このとりいそいでの・また短かい報告の提案するところは、もういちど、むなし予備的論議で無意味に時間を損失しないよう、大会が单一規約についての討議を延期する、⁽⁵²⁾ というものである。」

したがって大会の結論にもなんの進展もみられない。

「金属労働者の第III回大会は、支部の单一規約の適用に反対する報告をきき、この事実のなかに、イタリアの特殊な条件からうまれるわが組織の発展の遅れがあることを確認し、今回もまた討議を延期する。

ただし中央委員会にたいし、さまざまに機能の相違している支部間の関係を規律づけ・調整する单一規約が金属労働者の闘いに価値と重要性をもっていることを組合員に認識させるよう必要な宣伝を、FIOMの機関紙上でおこなうこと⁽⁵³⁾を求める。」

創立大会および第II回大会が中央委員会の本部をローマにおくときめたことはすでにみたとおりだが、この決定にはおそらく1898年5月のミラノの騒乱で打撃を受けたFIOMの前身たる金属労働者の組織をローマのヴェルツィらが再建し、支えたという経過も影響していよう。しかし交通もなお不便な当時にあって中央委員会がローマ在住者から構成され、北部の運動の指導に関与できるのが2人の書記だけであるという状況への批判もつよまってくる。すでに大会前のMetallurgico紙上での論議において、ベルサーニは州委員会を廃止し、中央委員会をふたつにわけて2人の書記のうちの1人の全般的な指導におくことを提案、A.トージ、A.フェッローニの2人は州委員会の廃止、中央委員会の分割のいずれにも反対している。パードヴァの金属連合は中央委員会を北イタリアにうつすか、それともふたつにわけるべきだとしている。⁽⁵⁴⁾

第III回大会では、ムッシーニが書記の活動を承認したものの、ローマの中央委員会はなにもやらないと非難し、ピンティは中央委員会がミラノにもっとつ

よく関与するよう要請、ボッザーニは書記局をローマでなく金属産業の中心におくことをのぞんだ。そして大会全体も「書記局の活動を承認し、中央委員会の活動不足を不満とする決議を承認した。」⁽⁵⁵⁾

こうした観点にくわえて、各地における内部抗争の状況がある。すでに第I節でのべたように、ローマではカーメラ・デル・ラヴォーロ、社会党の組織も革命的サンディカリストに掌握されている。

かくて第III回大会でも中央委員会の本部をトリノかミラノにおくべきだということが提唱された。ただしトリノの支部はFIOM中央との意見の対立により第III回大会に代表をおくってきていない。これに対して、アルトゥーロ・ラブリオーラが移りすんで *L'Avanguardia Socialista* を発行し、革命的サンディカリズム伝播の中心となっているミラノでは、カーメラ・デル・ラヴォーロが1906年5月の執行委員会の選挙で革命的サンディカリストの手から改良派の手へとふたたびうつっていた。このような状況下で、第III回大会は9,205票という圧倒的多数でミラノに本部をうつすことを決定したのである。トリノを支持する者450、ローマを支持する者960、棄権200票である。⁽⁵⁶⁾

FIOMの本部が書記局、執行委員、中央委員会という構造になったことはすでにのべたが、書記局を構成する2名の書記にはヴェルツィとロッシが指名され、ミラノに本部をおく執行委員会を構成する者、クレメンテ・ピンティ、エットーレ・ルベッラ、オレスティ・モアッリ、ドナード・ボッザーニ、エルネスト・ゲッツィが選ばれた。他のリストは795人を代表する票をえている。執行委員とともに中央委員会を構成する他の4名はさまざまな州に住み、さまざまな産業を代表する者が選ばれるということはすでにのべたが、9,015票をえてリグリアからベナート、ピエモンテからコッチア、エミリアからムッシーニ、ヴェーネトからモスコーニが選出された。⁽⁵⁷⁾

[III]

FIOMの第III回大会における政策およびその基礎となる判断をめぐるいくつかの論議をつぎに考察しておこう。

賃金については、報告者のピンティは、「最低賃金を確定することにより、強

「⁽⁵⁸⁾ 固な基礎のうえにその行動を賃金引上げのかくとくにむけるのがよい」と最低賃金に視点をあてている。この時期の FIOM の賃金政策について V. Gianangeli の“Storia degli operai metallurgici” はつぎのように述べている。

「FIOM の指導部は、この時期、組合員をよりつよく拘束するため、さまざまな職種に相対的に均等化した労働条件と賃金を確定しようとした。不均衡を平均化しようとするこの政策は、ある者には有利になったが、しかし他の者には打撃をあたえた。」⁽⁵⁹⁾

このことは第 I 節でふれた製鉄産業と FIOM 中央の緊張関係、前者の離脱にも関連しているとも考えられるが、大会の論議には関係した発言がみられない。

つぎに気がつく論議は、賃金の引上げが労働者の生活の向上をもたらしたのか否かという問題をめぐるものである。報告者ピンティは（第 II 節でみたようにこの大会で執行委員にえらばれている）「賃金引上げは生計費の上昇によってまったく無になったというのは正しくない。たしかに支出も増えているが、しかし賃金ほどではない。したがって金属労働者の状態は改善された。」という判断を提示した。ボッザーニがピンティのこの判断を支持して、「5 年前にくらべて労働者はよりよくなっている、したがって実質的な上昇があると確信」しているのに対し、ウマニタリアの労働事務所のペッカリアーリは、「生計費が急激に上昇したので、賃金の実質的なアップは名目的なアップよりも小さい。ピンティのような楽観主義でこの問題をみるべきでなく、実質のアップを名目のアップから区別することが必要だ」と主張している。⁽⁶⁰⁾

つぎに目につく論議は、機械の導入が生活の向上をもたらすのか否かという問題である。報告者のピンティは肯定的に判断する。

「新しい機械は旧いものよりも多くの仕事をもたらさないと主張する人々の言は、不公正・かつ有害なサボタージュである。機械によって産業が発展して企業家が収入を増し、それを利用して労働者が賃金の上昇をえられるのは適切である。これが出来高の一時的な減少をともなうとしても、賃金の継続的な引上げを目指すことが必要である。」

ボッザーニが各国の状況を考察して、ピンティの生産の増大についての説明を支持したのに対して、ベルテーロは労働者が生産の増大に積極的にくわわる

という点についてピンティほど楽観主義でなく、ネグリはベルテーロよりもさらに否定的であった。ネグリは、とくに、労働者が賃金引上げの要因としての産業の開花に貢献するため最大の努力をすべきだという点を攻撃した。ネグリはすべての分野での闘いをのぞんだのである。⁽⁶¹⁾

創立大会、第II回大会で出来高労働の廃止が唱われたことはのべたが、報告者ファリーナが第III回大会に提示した結論はつぎのようなものである。

「大会は、あらゆる形の個人出来高労働が労働者階級にきわめて有害であることを確認し、

労働者の間のいかなる争いをも除去すること、階級の内部に一致と調和がたもたれることを必要とみなし、

鋳物工場においておこなわれている出来高労働をつづけることにより労働者の経済状態は不斷に悪化することを考え、

労働者による鋳物炉の直接の管理は労働者にきわめてよい結果をもたらしていると確信し、

現行の労働諸条件のなかで階級の解放にみあった唯一の制度が団体出来高であることをみとめ、

これがまず労働者にうけいれられ、ついで鋳物工場に導入されるよう、宣伝をつよめることを決定する。」⁽⁶²⁾

つまりファリーナは、出来高労働が有害であるという確認を継承しながらも、団体出来高労働を積極的に評価し、これを鋳物工場に導入するよう提示しているのである。この提示は当然のことながら活発な論議をよぶ。大会記録にのこされている発言はファリーナの提示に反対するものが多い。

「モディーニ ブレッシアの金属労働者はさまざまな出来高制度で働いているが、報告者の提案した条件に賛成できない。なぜなら出来高労働について新しい考えをもっているからである。

マイオーロ 報告者の提案した出来高をうけいれない。

ロアジーオ ファリーナのすべてに同意しない。出来高の採用は慎重にすすめなければならず、可能なかぎりそれを制限すべきだと考える。」

そして議長も「ボローニヤでは団体出来高が労働者のあいだに不一致をうみだしており、その廃止に努力している。」とのべた。

デッラ・ローザとボッザーニも反対を表明している。

ファリーナの問題提起に近い発言はゲッティとヴェルツィのそれである。

「ゲッティ より多く稼得しようとする者のあいだのエゴイスティックな競争にならぬよう出来高労働の方式をみつけだす必要がある。

ヴェルツィ 全体として反対であり、廃止することをのぞむ。しかしこの願いを実現するには企業主もまた必要にせまられてこの考えに同意することが必要である。出来高を規律づけ、出来高を労働者の集団の手にまかせ、労働者の上積稼得として出来高のエゴイズムをとりさるよう⁽⁶³⁾にするのがよい。」

このような論議にたいし報告者のファリーナは団体出来高の多くの利点を示し、実践的な考察をもって反対論にこたえ、出来高労働の形態を団体出来高におきかえていくというつぎの決議を承認させた。

「大会は、あらゆる形の出来高労働が労働者階級に有害であることを確信し、

労働者のあいだの争いをとりのぞくこと、階級の内部に一致と調和を保つようにつとめること、を必要とみなし、

現在おこなわれている出来高労働制度により労働者の経済状態が絶えず悪化していると考え、

出来高労働の形態を団体出来高労働におきかえるように宣伝することを決定⁽⁶⁴⁾する。」

労働時間に問題をうつそう。創立大会では夜間労働の廃止をめぐって現実的な論議がおこなわれ、第II回大会では8時間労働のかくとくと9時間労働のかくとくのいのちを時間短縮の基本目標におくかをめぐって論議がおこなわれたことはすでにのべたが、第III回大会では8時間労働が目標とされる。大会記録はピンティの報告についてこうのべている。

「ピンティは労働時間について積極的である。ピンティは8時間労働の考え方を再確認することが必要だとしており、しかもそれは規範とか今日の闘いの絶対的基礎といったものではなく、目ざすべき目標である。⁽⁶⁵⁾」

大会の論議はこの点についてではなく、超過労働に集中している。ガヴィッ

リオ、モスコーニ、ゲッティは超過労働に反対だと発言したが、ベナートは実例をもって超過労働の完全な廃止が可能でないことを示し、しかし超過労働の割増を高くすべきだとのべ、ボッザーニもまた労働時間を短縮させるために闘うこと、また企業家が超過労働をさせることに利益をもたないように超過労働の報酬を大きく引上げるために闘うことが必要で、これによって企業家はより多くの労働者を雇用することになるだろうと主張した。ヴェルツィも超過労働にたいしてきびしい発言をする。

「多くをかせいで放蕩するため、自分の意志で1日に12～15時間働く労働者がいるという事実を、各組織にとって耐えられない社会的犯罪であるとした。……現在は超過労働の廃止を要求することができないことを認めたが、しかしそれを減らし、規制することが必要である。⁽⁶⁶⁾」

大会で確認された結論は以上の発言にそったものである。

「大会は、労働者の日額賃金を一步一步ひきあげ、獲得成果を基本的に最低賃金にむけるよう各組織の努力を收れんさせるべきことを確認し、さらに超過労働には通常よりもはるかに高い賃金が支払われるべきことを考慮しつつ、自己の行動を超過労働の制限に集中し、漸次的な改善をおして8時間労働の実際的な獲得に到達することができるよう、FIOMが活発な宣伝をおこなうことを求める。」⁽⁶⁷⁾

FIOM中央とトリノ支部との対立をひきおこした原因のひとつに、Italaとの労働協約にたいする評価があったことはすでに述べたとおりである。労働協約の締結、とくに労働者の供給独占をおしてFIOM中央のコントロールが強化されることに反発する地域別・職業別レーガ、ストライキを重視し、ゼネラル・ストライキによって政治変革を遂行しようとする革命的サンディカリリストの路線への障害となること、などが労働協約をめぐる思惑である。FIOMの第III回大会は当然のことながら労働協約に積極的な評価をあたえる。パッリアーリの発言がもっともよくまとまっている。

「団体協約は労働と資本のあいだの平和であるべきでなく、資本と対等に協約をむすぶことに成功した組織の力を試す戦争の休戦だというボッザーニに同意する。保証の支持者ではなく、労働協約へのあらゆる法的規制に反対である。こ

の点の留保をしたうえで団体協約に賛成である。」⁽⁶⁸⁾

この発言でパッリアーリが反対している労働協約への法的規制とは、第II回大会の時点で論議の対象となった問題で、前掲論文(2)すでに述べたとおり、そこでは労働者組織に法人格をあたえようとする構想を否定的に評価したものの、労働協約法についてはむしろ肯定的な評価をあたえていた。パッリアーリの発言は第II回大会における評価からは逆転しているとみてよい。

労働協約および労働協約法案についての大会の結論はパッリアーリの発言と同じであり、労働者供給の独占についても積極的な評価をあたえた。

「プロレタリアートの闘いは生産に限定さるべきでなく、搾取のあらゆる分野に拡大さるべきことを確認し、団体協約はこの闘いを促進することを承認し、団体協約が強固な組織を基礎とし、

- ① 労働者の供給の独占の獲得
- ② 階級の可能なかぎりの改善
- ③ 階級闘争の路線で行動する組織に固有の態度を、資本家階級にたいして永続する可能性

を確定せねばならないことを確認する。わが組織の現状では、労働協約の法的規制はすべて有害だと考える。調停委員会が労働協約に関する有効な判断に役立つことができるよう、同委員会を改革することは必要だと考える。」⁽⁶⁹⁾

イタリアにおける労働立法の進展と、FIOM 内における労働立法へのさまざまな評価、とくに基本的に労働立法を評価する立場と評価しない立場の対立についてはすでに前掲 2 論文でふれたが、第III回大会では労働立法を評価する立場のなかでの若干の見解の相違がみられる。もっともそれは組合費をめぐる論議のなかであらわれているもので、見解の相違が拡大していくという性格のものではないが、見解の相違は、ダラゴーナとピンティが組合費のなかに失業、扶助分をふくむとしているのに対して、同じく改良派に属するヴェルツィは、これをもっぱら国家の対処すべき問題だとみなしている。⁽⁷⁰⁾ ダラゴーナ、ピンティの考え方には、労働者レーガが伝統的に失業、廃疾・老齢等の扶助を組織してきたという伝統の上にたち、しかも第III回大会の時点では廃疾・老齢年金の分野で任意保険制度に漸次、国家の奨励・援助が拡大されているのみで、民間のい

くつかの失業保険についてはまだ国家が援助金を支出していないという状況を反映している。⁽⁷¹⁾ 支部におかれている失業保険を中央に集中するか否かということはいぜん大会で論議の対象になっているのである。

さいごに生産 coop の問題についての論議をみておこう。生産 coop はイタリアで一定の発展をみている協同組合で、社会主義における国有化というスローガンが説得力を欠くようになるとともに、それを一部代替するかたちで今日再評価の俎上にあがっている対象である。第III回大会では、ブッティリエーラ支部の考えをコンドーヴェ支部が補足して問題提示した。

「コンドーヴェの支部は、特別の車庫でおこなわれるべき鉄道車輛の修理を、適切な団体報酬で、組織された労働者、FIOM の coop に割当てるよう、FIOM が政府に働きかけることを提案した。

coop 主義者であるモリナーリは、適切な年会費をもって国営工場労働者のための金属 coop 工場を設立することができると考えた。」⁽⁷²⁾

コンドーヴェ支部の問題提起にたいする FIOM 内の反応はさまざままで、まずベルテーロは研究することも意味がないとしたのにたいし、ヴエルツィも基本的には労働者の coop がよりよく闘えるのは生産においてではなく、むしろ消費においてだと考える。生産 coop はいずれ資本主義的制度を採用せざるをえないか、奴隸にならざるをえないでの、生産 coop を階級闘争の機関とみるとはできないというのが、ヴエルツィの考え方であるが、それでもヴエルツィは、コンドーヴェ支部の提案は資本主義的搾取に従属しない特別の coop を追求しており、これが失業者に仕事をあたえ、組織強化に役立つことができるかもしれない、したがって研究に値するとみなした。ダラゴーナも、この問題を研究し、報告する任務を FIOM の委員会に付託するように提案している。⁽⁷³⁾

生産 coop の問題がイタリアの労働運動全体のなかでどのように論議されてきたかは追求に値する問題である。

〔註〕

- (1) 河野穂 「創立大会における FIOM——その組織構造と基本路線について——」、印牧慶秀還暦記念論文集所収、梓出版。

- (2) 河野穰 「FIOMにおける労使関係について(5)」, 中央学院大学論叢, 第17巻第2号, 1982.
- (3) 河野穰 前掲論文(2), p. 1.
- (4) «La relazione morale del comitato centrale», a cura di M. Antonioli e B. Bezza, "La FIOM dalle origini al fascismo 1901–1924", p. 287, De Donato, 1978.
- (5) V. Gianangeli, "Storia degli operai metallurgici—dalle origini all'avvento del fascismo", p. 76, Dibattito Sindacale, 1968.

ただし、M. Antonioli があげている数字では、1903年から1904年にかけてピエモンテで4,000人から2,000人へと1/2に、ロンバルディアでは9,000人から3,700人へと40%に、リグリアでは5,300人から1,300人へと1/4に、トスカーナでは2,300人から700人と1/3以下に、ラツィオでは840人から10%以下の50人へと減少しているものの、1904年12月の全体としての組織人員は13,000人を維持している。

FIOM の州別組織人員 (単位 人)

年	ピエモンテ	ロンバルドィア	リグリア	ヴェネト	トスカーナ	エミリア・ロマニア	マルケ	ラツィオ	ウンブリア	カンパニア	ブッリア	シチリア
1898	700	600	100						180			
1899	830	1,820	600	30	925	40		190	110	120		
1900	2,280	4,365	2,400	240	590	350		600	1,300	1,400	250	
1901	2,485	4,985	5,594	280	865	520	120	415	2,100	1,300	300	
1903	3,952	8,888	5,309	1,006	2,303	1,089	660	839	1,250	3,235	175	350
1904	2,002	3,675	1,290	870	710	1,179	345	50	800	1,587	170	270
1906	7,260	7,215	2,390	685	450	1,375	60	165	1,690	1,455	420	
1907	8,646	8,365	198	650	85	3,275		175	140		75	

1898–1899–1900, 1904年は12月, 1901年は5月, 1903年は4月, 1906, 1907年は9月.

資料 a cura di M. Antonioli e B. Bezza, "La FIOM dalle origini al fascismo" p. 41.

- (6) V. Gianangeli, 前掲(5), p. 77.
- (7) 前掲(4), p. 287.
- (8) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, "La FIOM dalle origini al fascismo 1901–1924", p. 278, De Donato, 1978.
- (9) V. Gianangeli, 前掲(5), p. 100.
- (10) A. Riosa, "Il sindacalismo rivoluzionario in Italia", p. 27, De Donato, 1976.

- (11) *Ibid.*, p. 40.
- (12) *Ibid.*, p. 246.
- (13) diretta da Aldo Agosti e Gian Mario Bravo, "Storia del movimento operaio del socialismo e delle Lotte sociali in Piemonte", volume secondo, pp. 73~88, 94, 103, De Donato, 1979.
- (14) A. Riosa 前掲(10), pp. 249~251.
- (15) *Ibid.*, p. 248.
- (16) A. Roveri, "Dal sindacalismo rivoluzionario al fascismo, capitalismo agrario e socialismo nel Ferrarese (1870—1920)", pp. 183~186, *La Nuova Italia*, 1972.
- (17) A. Riosa, 前掲(10), pp. 252, 335, 340.
- (18) V. Gianangeli, 前掲(5), p. 90.
- (19) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 281~282.
- (20) 河野穰 「20世紀初頭の金属機械産業における労使関係の展開」, 日伊文化研究第20号, pp. 39~41, 1982. 3.
- (21) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 282.
- (22) 河野穰 前掲(2), pp. 11~16.
- (23) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 282~283.
- (24) *Ibid.*, p. 283.
- (25) *Ibid.*, pp. 277~278.
- (26) *Ibid.*, p. 278.
- (27) *Ibid.*, p. 280.
- (28) *Ibid.*, p. 286.
- (29) *Ibid.*, p. 287.
- (30) 河野穰 「FIATにおける労使関係についての考察(2)」, 中央学院大学論叢, 第16巻第1号, 1981.
- (31) V. Gianangeli 前掲(5), pp. 94~95.
- (32) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 280.
- (33) diretta da A. Agosti e G. M. Bravo, 前掲(13), pp. 102~103.
- (34) 河野穰, 前掲(30), pp. 14~15.
- (35) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 277.
- (36) *Ibid.*, p. 29, nota.
- (37) *Ibid.*, p. 29.

- (38) 河野穰, 前掲(2), pp. 6 ~ 7.
- (39) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 297.
- (40) *Ibid.*, p. 302.
- (41) 河野穰, 前掲(2), p. 8.
- (42) *Il Metallurgico*, 1903. 9. 2. ただし, 「中央委員会への上納費をきちんとおさめる支部が増えた。それは規律の向上、組織の堅固さが増したことを意味する」という側面も当然ある。V. Gianangeli, 前掲(5), p. 86.
- (43) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 298~299.
- (44) V. Gianangeli の“*Storia degli operai metallurgici*”, 「少なくとも創立大会, 第II回大会にくらべて, 中央金庫のような基本問題が真剣に検討された。」, p. 95.
- (45) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 300~301.
- (46) *Ibid.*, p. 301.
- (47) *Il Metallurgico* 1907. 9. 1. ただし中央委員会の提案そのものではなく, I. Sl. 名の“*più Quattrini e meno chiacchiere*”から判断した。
- (48) *Ibid.*
- (49) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 300~301.
- (50) *Ibid.*, p. 302.
- (51) V. Gianangeli, 前掲(5), p. 88.
- (52) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 305.
- (53) *Ibid.*, p. 305.
- (54) *Il Metallurgico*, 1907. 6. 1.
- (55) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 287~288.
- (56) *Ibid.*, p. 303.
- (57) *Ibid.*, p. 303.
- (58) *Ibid.*, p. 285.
- (59) V. Gianangeli 前掲(5), p. 80.
- (60) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), pp. 284~285.
- (61) *Ibid.*, pp. 285~286.
- (62) *Ibid.*, p. 294.
- (63) *Ibid.*, p. 294.
- (64) *Ibid.*, p. 294.
- (65) *Ibid.*, p. 285.
- (66) *Ibid.*, p. 286.

- (67) *Ibid.*, p. 286.
- (68) *Ibid.*, p. 313.
- (69) *Ibid.*, p. 313.
- (70) *Ibid.*, p. 301.
- (71) 戸塚秀夫, 徳永重良編 「現代労働問題」, 有斐閣, 1977年, 第5章「イタリア資本主義と労働問題」, pp. 420~421.
- (72) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(8), p. 284.
- (73) *Ibid.*, p. 284.